

# 『診療報酬・介護報酬のしくみと考え方 第2版』 追補

(平成27年度介護報酬改定への対応として)

平素より小社書籍をご愛読いただきありがとうございます。

標記書籍は、平成26年度の診療報酬・介護報酬（消費税増税対応分）改定に対応しておりますが、平成27年度介護報酬改定の実施を受けて、関連部分をアップデートした追補を作成いたしました。

改定に伴う数値などの修正のほか、加算の例や新たな解説の追加も行いました。

みなさまにはお手数ですが、書籍と併せてご覧くださいませ。

平成27（2015）年5月

株式会社 日本看護協会出版会

該当箇所	修正前	修正後
<p>●1章7節 &lt;p.042&gt; 本文9行目 " 10行目 表2 " 3 &lt;p.043&gt; 本文2行目</p>	<p>1単位あたりの単価を3～18%上乘せするようになっています 表2のように7段階の地域区分が設けられており、</p> <p>訪問リハビリテーションや複合型サービスは55%、通所介護や短期入所生活介護は45%と定められています。</p>	<p>1単位あたりの単価を3～20%上乘せするようになっています 表2のように8段階の地域区分が設けられており、 ★差し替え (p.4 参照) ★差し替え (p.4 参照)</p> <p>訪問リハビリテーションや看護小規模多機能型居宅介護（平成27年度改定で「複合型サービス」から名称変更）は55%、通所介護や介護老人福祉施設は45%と定められています。</p>
<p>●4章30節 &lt;p.180&gt; 表9 本文5行目</p>	<p>訪問看護に関係する介護保険のおもな加算には、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算、看護・介護職員連携強化加算などがあります（表10）。</p>	<p>★表枠を追加（既存の表の一番下に4つ目の項目として：p.4参照） 訪問看護に関係する介護保険のおもな加算には、ターミナルケア加算、退院時共同指導加算、看護・介護職員連携強化加算、看護体制強化加算（平成27年度改定で新設）などがあります（表10）。</p>
<p>●4章31節 &lt;p.184&gt; 表11の一部</p>		<p>★差し替え （「地域密着型サービス」の部分のみ：p.4参照）</p>
<p>●4章32節 &lt;p.187&gt; 本文23行目 " 24行目 " 25行目 （加算の例）</p>	<p>・退院・退所加算 ・認知症加算 ・独居高齢者加算 など</p>	<p>・退院・退所加算 など （削除） （削除）</p>

該当箇所	修正前	修正後
<p>● 4章 33 節            &lt;p.190&gt;            本文 20 行目            (加算の例)</p>		<p>(以下を追加)  <u>・24 時間・重度者・看取りの対応体制を総合的に評価した看護体制強化加算</u></p>
<p>● 4章 34 節            &lt;p.192&gt;            本文 5 行目            " 9 行目            (加算の例)</p>	<p>以下の加算があります。</p>	<p>以下のような加算があります。            ★以下を追加  <u>・送迎を行った場合の加算</u>  <u>・認知症高齢者を積極的に受け入れた場合の認知症加算</u>  <u>・要介護3以上の高齢者を受け入れる体制を評価する中重度者ケア体制加算</u>  <u>・認知症の状態に合わせて実施するリハビリを評価する認知症短期集中リハビリテーション実施加算</u>  <u>・ADL・IADL、社会参加などの生活行為の向上に焦点をあてた生活行為向上リハビリテーション実施加算</u></p>
<p>● 4章 35 節            &lt;p.194&gt;            本文 1 行目            (大見出し)            " 9 行目              " 15 行目            (加算の例)</p>	<p>空床確保や緊急時受け入れを評価              短期入所系サービスに求められる役割を果たしてもらおうと考えています。</p>	<p>緊急時受け入れを評価              短期入所系サービスに求められる役割を果たしてもらおうと考えましたが、平成 27 (2015) 年度改定では緊急短期入所体制確保加算を廃止、緊急短期入所受入加算の要件緩和と緊急時の運営基準の緩和により、対応の充実を図っています。            ★以下を追加  <u>・緊急時の受け入れを行った場合の緊急短期入所受入加算</u>  <u>・看護職員による定期的な巡視などの要件を満たして重度者を受け入れた場合の医療連携強化加算</u></p>
<p>● 4章 36 節            &lt;p.195&gt;            本文最終行</p>	<p>事業所を高く評価するものです。</p>	<p>事業所を高く評価するものです。このほか、平成 27 (2015) 年度改定では、特定施設の入居者が重度化した場合でも引き続きサービスを提供する体制推進の観点からサービス提供体制強化加算が、認知症高齢者の受け入れ促進の観点からは認知症専門ケア加算が、それぞれ新設されました。</p>
<p>● 4章 38 節            &lt;p.198&gt;            本文最終行              &lt;p.199&gt;            本文 11 行目</p>	<p>基本報酬である「介護保健施設サービス費」を引き上げました。</p>	<p>★以下を追加            平成 27 (2015) 年度介護報酬改定では、看取り介護加算の充実が図られました。多職種が協働して PDCA サイクルをまわし、看取り介護の質を高める体制構築・強化をめざすものです。            基本報酬である「介護保健施設サービス費」を引き上げました。在宅復帰を支援する機能を評価する方向性は、平成 27 (2015) 年度改定でも踏襲されました。</p>

該当箇所	修正前	修正後
<p>// 25 行目</p>	<p>動行が注目されています(2014年8月現在、 存続も検討されています)。</p>	<p>動行が注目されてきました。平成27(2015)年度介護報酬改定では廃止の方針に変更はなかったものの、中重度者や医療ニーズへの対応を強化するねらいから「療養機能強化型A」「療養機能強化型B」という2つの報酬が創設されました。</p>
<p>●4章39節 &lt;p.200&gt; 節サブタイトル</p> <p>&lt;p.201&gt; 本文11行目</p> <p>// 18行目</p> <p>// 22行目 (大見出し) &lt;p.202&gt; 本文1行目 (小見出し) // 4行目</p> <p>// 13行目</p> <p>// 最終行</p>	<p>定期巡回・随時対応サービス、複合型サービスなど</p> <p>2. 複合型サービス</p> <p>このうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービスとも呼ばれます)と複合型サービス*2は、平成24年度の介護報酬改定で新たにつくられたものです。</p> <p>平成24年度改定で創設された2つのサービス</p> <p>◎複合型サービス</p> <p>そのため、自宅を中心としながら訪問看護、訪問介護、通所、宿泊、相談といった、医療サービスと介護サービスを一体的に提供できるしくみになっています。</p> <p>今回創設された2つのサービスには、</p>	<p>定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護(旧・複合型サービス)など</p> <p>2. 看護小規模多機能型居宅介護(旧・複合型サービス)</p> <p>このうち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(定期巡回・随時対応サービスとも呼ばれます)は平成24年度の介護報酬改定で創設されたもの、<u>看護小規模多機能型居宅介護(看多機とも呼ばれます)</u>は平成24年度介護報酬改定で創設された複合型サービス*2を平成27年度改定で名称変更したものです。 (削除)</p> <p>◎<u>看護小規模多機能型居宅介護(旧・複合型サービス)</u></p> <p>そのため、自宅を中心としながら訪問看護、訪問介護、通所(通い)、宿泊、相談といった、医療サービスと介護サービスを一体的に提供できるしくみになっています。これはつまり、従来の「<u>小規模多機能型居宅介護</u>」に「<u>訪問看護</u>」が加わった多機能なサービス、というものののですが、「複合型」という名称ではサービスの中身がイメージしづらいとの声があったため、平成27年度介護報酬改定で「<u>看護小規模多機能型居宅介護</u>」という名称に変更されたのです。</p> <p>平成27年度改定では、中重度者の医療ニーズに応える看護の体制を評価する訪問看護体制強化加算が新設されました。また、このサービスを引き続き進めるねらいから、定員が25人から29人に拡大されました(小規模多機能型居宅介護も同様)。</p> <p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護という2つのサービスには、</p> <p>なお、平成27年度改定では総合マネジメント体制強化加算が新設され、利用者さんが無理なく在宅での生活を送れるよう積極的に多職種連携するなどの体制整備が評価されました(定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護に共通)。</p>
<p>●4章40節 &lt;p.204&gt; 本文17行目</p>	<p>介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護については、2015(平成27)年4月から市町村の地域支援事業に移行することになっています。</p>	<p>介護予防サービスのうち訪問介護と通所介護については、2015(平成27)年4月から市町村の地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業といえます)に移行することとなりました。</p>

**表 2 地域区分に応じた1単位あたりの介護報酬の単価**

地域区分	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
人件費割合	70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

**表 3 人件費割合とサービスの種類**

人件費割合 70%のサービス	訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／ 居宅介護支援／ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護／ 夜間対応型訪問介護
人件費割合 55%のサービス	訪問リハビリテーション／ 通所リハビリテーション／短期入所生活介護／ 認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／ 看護小規模多機能型居宅介護
人件費割合 45%のサービス	通所介護／短期入所生活介護／ 短期入所療養介護／ 特定施設入居者生活介護／ 認知症対応型共同生活介護／ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護／ 介護老人福祉施設／介護老人保健施設／ 介護療養型医療施設

**表 9 時間区分に応じた基本単位**

時間区分	訪問看護ステーション	医療機関（病院または診療所）
20分未満*	310単位	262単位／回
30分未満	463単位	392単位／回
30分以上 60分未満	814単位	567単位／回
60分以上 90分未満	1,117単位	835単位／回

・「20分未満」の場合は、「週に1回以上20分以上」の訪問看護を実施していることが算定要件  
 ・准看護師の場合は、所定単位数の「90/100」  
 ・「夜間・早朝」の訪問看護は基本単位の「25/100」加算、「深夜」は基本単位の「50/100」加算

\* 訪問看護ステーションは「夜間・早朝・深夜」含む

**「表 11 介護給付の介護サービスの種類」の「地域密着型サービス」部分**

地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (定期巡回・随時対応サービス)	利用者さんの居宅での生活を、地域の状況などに応じた複数サービスの組み合わせでサポートする
	看護小規模多機能型居宅介護 (看多機：旧・複合型サービス)	
	認知症対応型通所介護	
	小規模多機能型居宅介護 (小多機)	
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	
その他		